

# 箕面市基盤地図データ修正等業務委託

## 仕様書

### 第1章 総 則

#### 第1条（目的）

本業務は、最新の航空写真撮影成果を使用し、箕面市（以下「発注者」という。）で運用中の統合型 GIS および本年度に導入予定の公開型 GIS 等で使用する基盤地図データの修正を行うとともに、都市計画関連データ等のデータ作成を行うことを目的とする。

#### 第2条（準拠する法令等）

受注者は、本業務の実施に当たって、本仕様書によるほか、次の各種法令・規定等を遵守するものとする。

- (1) 測量法
- (2) 測量法施行令
- (3) 測量法施行規則
- (4) 都市計画法
- (5) 都市計画法施行令
- (6) 都市計画法施行規則
- (7) 箕面市公共測量作業規程
- (8) 地理情報標準プロファイル(JPGIS)2014
- (9) 地理空間情報活用推進基本法
- (10) 箕面市財務規則
- (11) 個人情報の保護に関する法律
- (12) 箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例
- (13) 箕面市情報セキュリティ対策基準
- (14) その他関係法令等

#### 第3条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約日から令和6年3月19日までとする。

#### 第4条（履行場所）

本業務の履行場所は、箕面市内一円とする。

#### 第5条（業務実施体制）

受注者は、本業務における主任技術者及び照査技術者を下記のとおり選任し、発注者に通知するものとする。

- (1) 主任技術者  
測量法第49条に基づく登録をされた「測量士」かつ「地理情報標準認定資格 上級技術者」の資格を有すること。
- (2) 照査技術者

空間情報のデータ作成から地理情報システムでの利活用、運用管理のノウハウを有していることが要求されることから、日本測量協会の認定する「空間情報総括管理技術者」の資格を有し、かつシステムで利用するための適切なデータベース構築が要求されることから「データベーススペシャリスト」の資格を有すること。

#### 第6条（業務実績）

受注者は、本業務を履行するにあたり、以下の実績を満たしているものとする。

- (1) 過去5年以内に国または地方自治体において基盤地図データ修正業務を元請として実施した実績を有すること。
- (2) 過去5年以内に国または地方自治体において都市計画データ修正業務を元請として実施した実績を有すること。

#### 第7条（提出書類）

本業務の着手に先立ち、受注者は速やかに次の書類を発注者に提出し、その承認を得るものとする。また、それらの変更についても同様とする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 業務着手届
- (3) 業務工程表
- (4) 主任技術者届、経歴書、資格証明書類
- (5) 照査技術者届、経歴書、資格証明書類
- (6) 業務経験を証明する資料
- (7) その他発注者が指示する関係書類

#### 第8条（守秘義務およびセキュリティの遵守）

受注者は、本業務上知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。また個人情報に関する貸与資料については箕面市情報セキュリティ対策基準を遵守するものとし、データの秘密保持について万全の管理を行うものとする。受注者は、本業務を行う上で、取り扱う情報に対してのセキュリティ管理の徹底を保証する為、以下の関係資格を取得し、契約時に登録証の写しを提出するものとする。

- (1) JISQ27001:2015（情報セキュリティマネジメントシステム）
- (2) JISQ15001:2017（個人情報保護マネジメントシステム）
- (3) JISQ27017:2016（クラウドサービスのための情報セキュリティ）
- (4) ISO9001（品質マネジメントシステム）

#### 第9条（公共測量の申請）

本業務は、公共測量として業務を行うものとし、受注者は公共測量に関わる手続きに必要な書類の作成等の補助を行う。作業終了後は速やかに国土地理院提出用の成果を作成し、発注者へ提出するものとする。また、その他関係官公署等への手続き、折衝が必要となった場合も同様とする。

#### 第10条（業務報告及び協議）

受注者は、業務の工程毎に進捗状況を速やかに発注者へ報告するものとし、必要に応じて発注者と十分に協議するものとする。なお、進捗報告にあたってはメール等も活用し、速やかに行うものとする。

#### 第11条（土地の立入り等）

受注者は、本業務の実施にあたり、公有又は私有の土地に立ち入る場合は、関係法令に規定する身分証明書を携帯して作業にあたるものとする。受注者は、土地等の所有者、その他関係人等からの請求があったときは身分証明書を提示するものとする。

#### 第12条（業務中の安全確保）

受注者は、業務の実施にあたり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り指導、監督に努めなければならない。業務中に諸事故及び第三者に損害が生じた場合、受注者がその責任を負い一切の処置をするものとする。

#### 第13条（諸事故の発生及び賠償責任）

受注者は、本業務において事故等が発生した場合は、第一報（速報）を直ちに発注者に報告するとともに発注者が指示する様式により事故報告書を速やかに作成し、提出しなければならない。受注者は、発注者から事故等の処理について、発注者から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。本業務において、受注者の責に帰すべき事由により、発注者及び第三者に損害を与えた場合には、受注者は損害の賠償を行わなければならない。

#### 第14条（成果品の提出）

受注者は、本業務が完了したときは、本仕様書に示す成果品をとりまとめて、発注者に提出しなければならない。

受注者は、電子データにより成果品を提出する場合、成果品が納められた電子媒体のウイルスチェックを行うものとする。

受注者は、本業務完了後、発注者が国土地理院に公共測量成果等として提出する測量成果を作成しなければならない。

#### 第15条（成果品の検査等）

成果品の検査については、主任技術者立会いのうえ発注者の承認を得た後で受けるものとする。また、本業務の途中においても、発注者は、必要に応じて、随時、仕様書に基づき検査を行い、受注者に対し不備な箇所について必要な指示を与えることができる。その結果、訂正等の指示を受けた場合は、受注者は、速やかにその指示に従わなければならない。

#### 第16条（成果品の瑕疵）

検査完了後から1年間、成果品に瑕疵が発見された場合、受注者は発注者の指示に従い必要な処置を受注者の負担において行うものとする。受注者の責に帰する誤りや不良個所が発見された場合も、速やかに無償で必要な処置を行わなければならない。

#### 第17条（成果品の帰属）

本業務における成果品は、すべて発注者に帰属する。また、発注者の承認を得ずに複製または他に公表・貸与、使用等してはならない。

#### 第18条（貸与資料）

本業務を実施するうえで必要な資料は、発注者が受注者に貸与するものとし、受注者は貸与された資料について、損傷及び紛失等がないように取扱い及び保管を慎重に行うものとし、業務完了後は速やかにこれを返却す

るものとする。

- |  |    |
|--|----|
| (1) 箕面市基盤地図データ<br>(DM形式:市道部レベル500、その他レベル2,500ハイブリッド) | 1式 |
| (2) 航空写真データ(令和4年度撮影)                                 | 1式 |
| (3) 道路台帳データ(最新版)                                     | 1式 |
| (4) 都市計画データ(最新版)                                     | 1式 |
| (5) その他発注者受注者協議のうえ必要と認められた資料                         | 1式 |

#### 第19条 (疑義)

受注者は、本業務実施にあたり、仕様書等に疑義を生じた場合は発注者と協議のうえ実施するものとする。

#### 第20条 (製品仕様書)

受注者は本業務で得る地理情報について詳細に定義した設計図として、データ内容及び構造、データ品質、品質評価手順、メタデータ等を示す製品仕様書を納品するものとする。製品仕様書は地理情報標準プロファイル(Japan Profile for Geographic Information Standards)に準拠するものとする。製品仕様書による品質評価の位置正確度等については、箕面市公共測量作業規程の各作業工程を適用するものとする。なお、本業務で作成する地理情報は、製品仕様書が規定する品質を満足しているか評価するものとし、評価の結果品質を満足していない項目が発見された場合、受注者は必要な調整を行うものとする。

## 第2章 業務概要・数量

#### 第21条 (業務概要・数量)

本業務の業務概要と数量は以下の通りとする。

- |                    |                       |
|--------------------|-----------------------|
| (1) 計画準備           | 1式                    |
| (2) 予察             | 27.10 km <sup>2</sup> |
| (3) 現地調査           | 27.10 km <sup>2</sup> |
| (4) 修正数値図化         | 27.10 km <sup>2</sup> |
| (5) 修正数値編集         | 27.10 km <sup>2</sup> |
| (6) 数値地形図データファイル更新 | 1式                    |
| (7) 品質評価           | 1式                    |
| (8) 地形図縮小編纂        | 1式                    |
| (9) 都市計画データ修正      | 1式                    |
| (10) 成果品とりまとめ      | 1式                    |
| (11) 打合せ協議         | 1式                    |

## 第3章 業務内容

### 第22条（要旨）

本業務は令和4年度航空写真撮影成果データを用い、レベル500・2500ハイブリッド型の箕面市基盤地図データの経年変化修正を行うものであり、実施に当たっては製品仕様書に基づくものとする。修正対象は「別紙 対象位置図」に示す範囲を対象とするが、詳細は発注者と協議の上で決定するものとする。

### 第23条（計画準備）

業務実施に先立ち、人員配置・必要機材・工程等を検討し、実施計画書を作成するものとする。また、本業務に必要な資料について収集整理するものとし、事前に収集資料リストを作成し、発注者と受注者で協議の上、内容を検討するものとする。

### 第24条（予察）

予察は、発注者より貸与される航空写真撮影成果（令和4年度業務成果）と箕面市基盤地図データ（以下「旧数値地形図データ」という）との照合により、経年変化箇所の抽出を行うものとする。

### 第25条（現地調査）

現地調査は、予察の結果に基づいて、作成する地図情報レベルと同等の縮尺に引き伸ばした航空写真及び各種資料等を現場に携行し、各種表現事項、建物等の名称を現地において調査・確認を行い、修正数値図化、修正数値編集作業の基礎資料を作成するものとする。撮影成果からの判読が不可能な部分は、現地においてオフセット等により、地形データを取得し、更新データを作成するものとする。現地調査の結果は、予察において抽出された変更箇所とあわせて、空中写真出力図等に編集整理するものとする。

### 第26条（修正数値図化）

予察結果に基づき、既存の航空写真撮影成果データを使用し、写真測量（デジタルマッピング）手法により座標データを取得するものとする。なお、所定の精度を保持できる性能を有するデジタルステレオ図化機を用いて、経年変化箇所の地形・地物の座標を測定し、地図情報レベル2,500で地形データをデジタル形式にて取得するものとする。更新するデータは、真位置で取得し、転移は行わないものとする。また、家屋にかかる等高線、立体交差部の道路等については、陰線処理を行うものとする。修正データの取得は、必要に応じて修正箇所の周辺部についても行き、周辺地物との整合を図るものとする。

### 第27条（修正数値編集）

旧数値地形図データと前条で取得した更新データとの整合を図り、編集装置を用いて編集済数値地形図データを作成するものとする。旧数値地形図データをもとに経年変化の生じた地形地物を削除し、編集装置を用いて取得した更新データを取り込むものとする。旧数値地形図データと修正データの整合を図り、接合点では座標値を一致させる。また、編集装置を用いて記号、注記、行政界、地区界等の修正を行うものとする。なお、編集した修正数値編集データはインクジェットプロッタにて出力を行い、更新データの取得漏れ、表現分類コードの間違い、注記等の修正を行うものとする。

#### （1）検査・点検測量

点検プログラムを活用し、編集済数値地形図データの論理点検を行うものとする。点検する主な項目は以下のものとする。

- ① 家屋・道路・行政界等のデータにおいて図形の起終点座標値や連続化の点検

- ② 表現分類コード・点・線・面等図形形態の点検
- ③ 等高線・道路部分等の陰線処理図形における結線状況
- ④ 図郭間接合による図形データの整合及び分類コードの整合
- ⑤ データ様式、記述内容 等

#### 第28条（道路台帳データ接合編集）

認定道路部については最新の道路台帳データより地図編集するものとする。接合する地形について不整合がある場合は、精度の高いデータを優先し、接合処理を行うものとする。

#### 第29条（数値地形図データファイル更新）

製品仕様書に基づき、数値地形図データファイル(DM形式)を作成し、電子記録媒体へ記録するものとする。また、合わせて Shape 形式データも作成し納品するものとする。数値地形図データファイル管理及び利用において必要となる事項を記述した数値地形図データファイル説明書を作成するものとする。

#### 第30条（縮小編集処理）

前条で作成したレベル 2,500 数値地形図データファイルをもとにレベル 10,000 の編集済み数値地形図データファイル(DM形式、Shape形式)を更新するものとする。

#### 第31条（都市計画データ修正）

修正済数値地形図データと都市計画図データの整合を図るため、旧数値地形図データ(地形)を更新した箇所について、都市計画図データと整合が取れない箇所を抽出する。抽出した結果をとりまとめ、発注者に提出し、協議の上、修正の可否を決定するものとする。また、都市計画決定、変更に伴う、都市計画データ(用途地域、高度地区データ)の修正を行うとともに、用途地域図(縮尺:1/10,000、1/2,500)および高度地区図(縮尺:1/10,000、1/2,500)の印刷用データを作成するものとし、以下の図面印刷を行うものとする。

- ・用途地域図(縮尺:1/10,000) 2部
- ・用途地域図(縮尺:1/2,500) 30部
- ・高度地区図(縮尺:1/10,000) 2部
- ・高度地区図(縮尺:1/2,500) 30部

#### 第32条（データ納品）

本業務で作成する基盤地図データ及び都市計画関連データは、汎用的なフォーマット形式である「DMファイル形式」又は「Shapeファイル形式」にて作成し、統合型GISにセットアップを行うものとする。セットアップを実施する際に、データ形式の打合せ、変換、調整、確認の作業を行い、データ構造に起因するシステム表示にエラーが生じた場合には、セットアップが完了するまで責任をもって対処するものとし、その場合の費用を含むものとする。

なお、基盤地図データについては、令和5年12月23日までに納品するものとする。

#### 第33条（成果品とりまとめ）

本業務における成果・資料、協議内容等を取りまとめ、業務報告書を作成するものとする。

#### 第34条（打合せ協議）

着手時、中間時1回、成果品納品時の計3回打合せ協議を行うものとする。また、発注者受注者が必要と判断した場合には、適宜協議を行うものとする。なお、打合せ内容については、受注者が打合せ協議記

録簿を作成し、発注者に提出するものとする。

## 第4章 成果品

### 第35条（成果品）

受注者は、成果品として以下の内容を納品することとする。（書類1部、電子媒体1部）

なお、内容等については発注者と事前に協議を行うこと。また、電子媒体の形式等については、発注者が指定する様式とする。

(1) 製品仕様書	1式
(2) 品質評価表	1式
(3) 基盤地図データ(shape形式)	1式
(4) 基盤地図データ(DM形式)	1式
(5) 基盤地図データ レベル 10,000(shape形式)	1式
(6) 基盤地図データ レベル 10,000(DM形式)	1式
(7) 都市計画デジタルデータ(shape形式)	1式
(8) 用途地域図(縮尺:1/10,000)	2部
(9) 用途地域図(縮尺:1/2,500)	30部
(10) 高度地区図(縮尺:1/10,000)	2部
(11) 高度地区図(縮尺:1/2,500)	30部
(12) 用途地域図(縮尺:1/10,000、1/2,500)印刷用データ(PDF形式)	1式
(13) 高度地区図(縮尺:1/10,000、1/2,500)の印刷用データ(PDF形式)	1式
(14) 業務報告書(打合せ記録簿含む)	1式
(15) 公共測量成果	1式
(16) その他関係資料	1式